

判決年月日	平成 23 年 11 月 29 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 23 年（行ケ）第 10032 号		
○ 名称を「送受信線切替器」とする発明に係る特許について、原告の進歩性欠如の主張を排斥し特許無効審判請求を不成立とした審決を維持した事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

1 事案の概要

被告は、平成 3 年 7 月 8 日、ネットワークで使用され、送受信を切り替える機器に関する、名称を「送受信線切替器」とする発明につき特許出願し、平成 8 年 6 月 14 日、特許設定登録を受けた（特許第 2530771 号）。

原告は、本件特許につき無効審判請求をしたが（無効 2010－800073 号）、当初は、本件発明の進歩性欠如の主張のほかに、サポート要件違反や新規性欠如も主張していた。原告は、審判の途中で新規性欠如の主張を撤回し、特許庁は、平成 22 年 12 月 27 日、原告の進歩性欠如、サポート要件違反の主張をいずれも排斥して請求不成立の審決をした。そこで、原告が審決の取消を求めて訴えを提起したのが本件訴訟であるが、サポート要件違反の主張に対する審決の判断の当否は本件訴訟における争点になっていない。

2 裁判所の判断

裁判所は、主として次のとおり判示して、審決の判断は誤りでないとし、原告の請求を棄却した。

(1) 甲第 1 号証（特開昭 62－299138 号公報）に記載された発明（甲 1 発明）と本件発明とは、誤接続の問題の解消という点で共通するとしても、機器に使用されるケーブルが 10BASE-T 準拠のツイストペア線か（本件発明）、RS-232C ケーブル（甲 1 発明）かも異なる上、解決すべき技術的課題も異なるし、甲 1 発明では、接続される機器の電氣的接続条件の違いに着目した正しい接続の実現が目指されているだけで、RS-232C ケーブルにストレートケーブルとクロスケーブルの区別があることや、その取り違いのおそれがあることは記載も示唆もされていない。したがって、甲 1 発明に基づいてストレートケーブルとクロスケーブルの取り違いによる誤接続の問題を解消する構成に至る動機付けがないし、解決すべき技術的課題の相違のために、かかる動機付けを抱いたとしても、当業者において相違点に係る構成に想到することが容易ではない。

また、ツイストペア線と RS-232C ケーブルとでは、用途の違いがあることを否定できないし、甲 1 発明にいう「レシーバの入力電圧」と 10BASE-T 準拠のツイストペア線で送受信される「リンクテストパルス」とでは技術的な作用ないし機能が異質であるから、甲 1 発明の「レシーバの入力電圧」を「リンクテストパルス」に置き換えて相違点に係る構成に至る動機付けがあるとはいえない。

したがって、本件出願当時、当業者において、甲 1 発明に甲第 4 号証（IEEE Standards 802.3i-1990）等に記載された周知技術を組み合わせる動機付けがないし、仮に組み合わせたとしても、本

件発明と甲 1 発明の相違点に係る構成に容易に想到することができない。また、本件発明の作用効果は甲 1 発明等から予測し難い格別のものであって、甲第 1 号証を主引用例とする審決の進歩性判断に誤りはない。

(2) 前記(1)と同様に、本件出願当時、当業者において、甲第 2 号証（特開昭 6 1－1 4 0 2 5 7 号公報）や甲第 3 号証（特表平 3－5 0 0 2 3 8 号公報）に記載された発明に甲第 4 号証等に記載された周知技術を組み合わせる動機付けがないし、仮に組み合わせたとしても、本件発明との相違点に係る構成に容易に想到することができないから、甲第 2 号証を主引用例とする進歩性欠如の主張や甲第 3 号証を主引用例とする進歩性欠如の主張に対する審決の判断にも誤りはない。